

高額医療費・出産費の資金貸付制度

高額療養費や出産育児一時金が支給されるまで資金を貸し出し

この制度は、国民健康保険の加入者が、高額な医療費の支払いや出産にかかる費用の負担に困ったとき、高額療養費や出産育児一時金の支給を受けるまでの間、支払い費用の資金を貸し出すものです。

【高額医療費貸付制度】

○貸付対象者＝高額療養費の支給を受ける見込みがある世帯主で、国民健康保険税を完納している人

○貸付金額と利息＝高額療養費支給見込額の80%で無利息

○貸付期間＝高額療養費が支給される日まで



○貸付方法＝医療機関などに全額支払った場合以外は、貸付決定を受けた人の委任に基づき、市から医療機関などへ直接支払われる

○償還方法＝高額療養費支給額のうち貸付金相当額を償還に充てる

【出産費貸付制度】

○申請方法＝医療機関などが発行した療養に要する費用の内訳が記載された請求書または領収書添えて保険年金課へ

○貸付対象者＝次のいずれかに該当する人の属する世帯の世帯主で、国民健康保険税を完納している人

○貸付期間＝出産育児一時金が支給される日まで

○償還方法＝出産育児一時金を受領したとき、貸付金の償還に充てる（国保の資格を喪失した場合は速やかに返還）

○申請方法＝母子健康手帳、保険証、印鑑、出産に要する費用の請求書（妊娠4カ月以上の人）を持って保険年金課へ

くわしくは同課 ☎20-1526へ。

国民健康保険

人間ドックの費用を助成

市では、国民健康保険の加入者が人間ドックを利用した場合に、費用の一部を助成しています。

また、脳ドックも助成の対象となりますので、みなさんの健康管理に役立ててください。

対象＝次のすべてに該当する人

- 1年以上継続して成田市国民健康保険に加入している35歳以上の人の人
- 前回、人間ドックを受けてから1年以上経過している人（ただし、脳ドックは2年以上）
- 国民健康保険税を完納している世帯の人

利用方法＝指定医療機関に予約をした後に、保険証と印鑑を持って、保険年金課で申請手続きをしてください。後日承認書を郵送しますので、これを持って人間ドックを受けてください

指定検査医療機関

成田赤十字病院 ☎22-2311

藤倉クリニック ☎22-1158

固定資産税・都市計画税の納期

本年度の固定資産税・都市計画税の納期は次のとおりです。

ことしは、評価替えのため第1期分の納期が変更になっていますのでご注意ください。

- 1期分＝5月16日(金)～6月2日(月)
 - 2期分＝7月16日(水)～7月31日(木)
 - 3期分＝12月16日(火)～1月5日(月)
 - 4期分＝2月16日(月)～3月1日(月)
- くわしくは資産税課 ☎20-1514へ。

くわしくは各医療機関または保険年金課 ☎20-1526へ。

藤立病院 ☎22-1151

千葉脳神経外科病院 ☎04-32501228・脳ドックのみ

助成率＝人間ドックの場合は受検費用の70%、脳ドックの場合は一律2万円

なお、検査の種類や費用、項目などは指定検査医療機関、コースにより多少異なります。

設置費と

維持管理費に補助金が

設置費補助金

市では、合併処理浄化槽を設置する人に、設置費用の一部を左表のとおり補助しています。また、浄化槽の設置に伴い、トイレを水洗化した場合、水洗便所設置補助金（3万円を限度）を支給しています。

人槽	限度額
5人槽	354,000円
6・7人槽	411,000円
8～10人槽	519,000円
11～20人槽	981,000円
21～30人槽	1,668,000円
31～50人槽	2,238,000円

4月から、単独処理浄化槽を使っている人が、合併処理浄化槽へ転換する場合には、通常の設置補助に18万円を上乗せする転換補助制度を新設しました。ただし、この制度は、新築・建て替えは除きます。

維持管理費補助金

浄化槽を設置した人は、浄化槽が正常に機能するように、適切な維持管理（保守点検・清掃・法定検査）が義務付けられています。

市では、この維持管理費についても補助制度を設けています。補

助額は人槽によって異なりますが、合併処理浄化槽の維持管理（保守点検・清掃）にかかった額の2分の1相当額（限度額あり）です。

騒音地域については、設置補助金および維持管理費とも補助金の限度額が違います。くわしくは環境衛生課（☎20・15331）へ。

し尿のくみ取り

引っ越してきたら
申し込みを

新しく市内に引っ越してきた人で、し尿のくみ取りが必要な場合には環境衛生課へ申し込んでください。また、市内で住所が変わる場合も必ず連絡をお願いします。

料金は便利な口座振替で

くみ取り手数料は、1ℓにつき7円で、これに消費税5%が加算されます。納期は2カ月に1度です。納入には便利な口座振替をお勧めします。納入通知書と預金通帳・印鑑を持って、市内各金融機関（郵便局は除く）へ申し込んでください。

くわしくは環境衛生課（☎20・15331）へ。

相 談 日

相談名	日	時間	場所	問い合わせ先
市民（行政）相談	月～金曜日	8：30～17：00	市役所2階相談室	市民相談所 ☎ 20-1507
市民生活相談（家事・民事）	月・木曜日	9：00～16：00	〃	〃
法律相談（予約制） （裁判所で係争中の事件は除く）	水曜日	13：00～16：00	〃	〃
人権・行政合同相談	17日（木）	10：00～15：00	市役所2階201会議室	〃
不動産相談	15日（火）	10：00～12：00	〃	〃
税務相談	15日（火）	10：00～15：00	市役所2階相談室	〃
外国人相談 （英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語）	24日（木）	13：00～16：00	市役所2階201会議室	〃
市民よろず相談	19日（土）	13：00～16：00	中央公民館会議室	市民よろず相談事務局 作田義美さん（☎23-3286）
女性就業相談 （来所前に必ず電話を入れてください）	水・金曜日	10：00～16：00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課 ☎ 22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9：00～16：00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課 ☎ 22-1111 内線2725
住宅相談（予約制） （住宅の電気に関する相談も含む）	5月8日（木）	10：00～12：00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所 ☎ 22-2101 5月6日（火）までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9：00～16：00	パートサテライト（商工会館1階）	パートサテライト ☎ 22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10：00～16：00	消費生活センター（市役所2階）	消費生活センター ☎ 23-1161
年金相談	水曜日	10：00～15：00	市役所1階相談室	保険年金課 ☎ 20-1526
交通事故相談	5月6日（火）	10：00～15：00	市役所2階201会議室	市民生活課 ☎ 20-1527
心配ごと相談	木曜日	10：00～15：00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会 ☎ 27-7755
酒害相談	17日（木）	9：00～12：00	〃	〃
介護相談	5月8日（木）	14：00～16：00	在宅介護支援センター玲光苑 ☎ 24-2251	高齢者福祉課 ☎ 20-1537
家庭児童相談	月～金曜日	9：00～16：00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課 ☎ 20-1538
戦没者遺族相談	28日（月）	10：00～15：00	市役所1階相談室	厚生課 ☎ 20-1536
健康体力相談	毎週火曜日	9：00～12：00	市体育館	市体育館 ☎ 26-7251
就学相談（予約制）	月・火・木曜日	9：00～17：00	市役所5階会議室	教育指導課 ☎ 20-1582
教育相談（予約制）	火曜日	9：00～16：00	教育センター（市立図書館2階） ☎ 20 6336	〃
教育相談（不登校相談も）	月～金曜日	10：00～17：00	教育相談室 （ニュータウンセンタービル6階）	教育相談室 ☎ 28-3234